

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：箱舟保育園	種別：保育所	
代表者氏名：永津 睦子	定員（利用人数）：90名（79名）	
所在地：愛知県名古屋市南区鳥栖一丁目15番32号		
TEL：052-823-3040		
ホームページ： https://hakobune.or.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和48年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 東海福祉会		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員： 11名
専門職員	（園長） 1名	（保育補助） 1名
	（保育士） 19名	（調理員） 1名
	（栄養士） 2名	（事務員） 3名
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等）ほふく室・保育室
		調乳室・医務室・事務室・屋上
		厨房・トイレ・園庭

③理念・基本方針

★理念

・法人：キリスト教精神に基づき、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援します。

・保育園：「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。ルカによる福音書10章27節」（目の前にいる「この人」《無条件に私を愛して下さる神が、無条件に愛しておられる「この人」》を、あらゆる個人的な思いを超えて大切に。子どもは保護者からお預かりすることは勿論、神さまから託された大切な1人。）

★基本方針

①子どもだけでなく保護者も職員も、1人ひとりが神によって命を与えられ、祝福されているかけがえのない存在であるとの認識を全ての基盤に置く。

②園児の最善の利益を考慮し、園児の福祉を増進するために最も相応しい生活の場であるよう務める。

③保育に関する専門性を有する職員が、家庭との連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所の環境を通して養護及び教育を一体的に行う。

④家庭や様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者・地域の子育て家庭に対する支援を行う。

⑤関係法令を遵守し、保育を実施する。

④施設・事業所の特徴的な取組

<大切にしていること>

- * 外で体を動かして遊ぶ時間、実際に自分の目で見て・触って経験することを大切にする。
- * 1人でじっくり取り組むことも、お友だちと一緒にだからこそ味わえることも大切にする。
- * 同じ年齢だからこそ経験できることも、違う年齢だからこそ経験できることも大切にする。
- * 自分と違う相手と関わってぶつかる経験もしながら、お互いに育ち合うことを大切にする。
- * 子どもや保護者が、自分が大切な存在として受け入れられていると感じることができるような、気持ちに寄り添う関わり方を大切にする。
- * 職員同士もお互いに受け入れ合い、高め合う関係でいられるように努力する。「失敗は宝です」「異なっていることは恵みです」
- * 目には見えないけれど、「神さま」という絶対的な存在があって、自分が自分自身を好きになれない時でさえ、決して見捨てず愛して下さっていることを伝える続ける。

<アピールポイント>

- * 職員の入れ替わりが少ないため、園の雰囲気安定している。
- * 結婚・出産後も働き続けている職員が多く、互いの子育てを応援し合っている。
- * 幼児3クラスには毎年障害児が複数名在籍しており、一緒に過ごすことが当たり前の環境がある。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 4月30日(契約日) ~ 令和 2年 9月29日(評価決定日) 【令和 2年 9月 4日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の責任感

既に園長本人は勇退を決意しているが、後任園長へのバトンタッチの時期が流動的であり、園長の思惑より若干後ろにずれ込みそうである。園長が前園長より引継ぎを受けた時、園長の業務を明確にした職務分掌等がなかった。手探りの状態で園長業務をこなした過去の苦労を振り返り、自らの業務分掌を「園長の業務一覧」にまとめ上げた。次期園長にかける大きな期待とともに、園長の強い責任感が感じられる。

◆働きやすい職場の実現

職員の平均勤続年数が18年を超え、職員雇用が安定した働きやすい職場が実現している。職員が業務を調整しあって有給休暇を取りやすくしたり、登園児の少ない時や保育の手が余った時等に柔軟に有給休暇を取得している。子育て中の職員に対しては、勤務時間を調整する等のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みもある。職員の意見や要望、悩みごと、リーダー会(園長と3名の主任で構成)で話し合って解決に導く仕組みがある。

◆アレルギー児の喜びの日

アレルギー児対応の取組みとして、給食時、他児との相違はトレーの色を変えたり、ダブルチェックを行って間違いを防ぐ工夫をしている。さらに、そこに留まらず食物アレルギー児も除去なしで子ども全員が同じメニューで食事ができる日が設けてある。アレルギー児はいつも「他児との相違」を感じているが、この日は皆と同じ食事ができる喜びがある。栄養士や調理員の努力も見られ、職員のチームワークの良さが、「相違から均等へ」と発想を変えている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

理想とする「キリスト教保育」の実現のために避けて通れないのが、経営課題として抽出した「園児の安定確保」、「円滑な園長交替」、「将来構想懇談会の機能化」の3点である。法人理事会等でも検討されているこれらの課題を、中・長期的な計画として文書化することが求められる。策定した中・長期計画を単年度の事業計画に落とし込み、主要な取組みには、可能な限り数値目標や具体的な到達点を明確に示しておくことが望まれる。数値目標や具体的な到達点の設定により、事業報告ではそれらの取組みの達成の可否や実現の度合いを評価することが可能となる。

◆マニュアルの整備と記録の作成

平均勤続年数18.7年というベテラン職員集団が直接的に保育に携わることで、保護者にとっては安心感がある。しかし、経験豊富な職員集団ゆえに、記憶に頼ることで解決することが多く、記録が不足しがちである。保育の質の向上を図るためにも、マニュアルの整備とともに、必要な記録の作成をルール化することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めて第三者評価を受けるにあたり園長・主任でガイドラインを手にした時は、どこから登り始めたら良いのかわからない険しい山のように感じました。それでも職員みんなで一つひとつ確認していく作業の過程は非常に貴重な時間でしたし、自分たちの課題をこうして詳しく知ることができ、受審して本当に良かったと思っています。在職年数の長い職員集団だからこそ可能だったことも、そのことに甘えて不十分だったことも受審しなければ明確に認識することは出来ませんでした。自分たちの強みは大切にしながら、ご指摘いただいた課題に心と力を合わせて取り組んでいきます。
どうもありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① ・ b ・ c
<コメント> 「キリスト教保育」を全面的に打ち出し、「子どもは保護者から預かることはもちろん、神から託された大切な人」として、子ども主体の保育を実践している。職員や保護者には、聖書等の一節を引用して「キリスト教保育」の方向性を説明するが、その際には宗教的な表現を分かりやすい表現に直して語っている。通園する子どもや保護者に、「キリスト教保育」への抵抗感はない。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① ・ b ・ c
<コメント> 園運営に必要な情報は「経営協」からのメールや冊子で収集し、市の施設長研修や年に5～6回開催される区の園長会に出席することによって、情報の収集と情報交換を行っている。法人監事に、保育に高い見識と知見を持つ園長経験者（他法人で園長を歴任）を迎え、精神面での支えともなっている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② ・ c
<コメント> 「園児の安定確保」、「円滑な園長交替」、「将来構想懇談会の機能化」の3点を現状の課題として取り組んでいる。それぞれの課題に手は付けられているが、「園児の安定確保」は現時点では成果が見られない。「円滑な園長交替」は予定された時期が後ろにずれ込んでいる。「将来構想懇談会の機能化」はコロナ禍によって活動が中断している。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ b ・ ③
<コメント> 園長は漠然とした中・長期的なビジョンを持っているが、明確な中・長期計画は策定されていない。理想とする「キリスト教保育」の実現のために避けて通れないのが、経営課題として抽出した「園児の安定確保」、「円滑な園長交替」、「将来構想懇談会の機能化」の3点である。法人理事会等でも検討されているこれらの課題を、中・長期的な計画として文書化することが求められる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ④ ・ c
<コメント> 中・長期計画が策定されていないことから、単年度の事業計画は、法人の事業計画を基に前年度の事業計画を見直して策定している。事業計画の主要な項目について、可能なものには目標数値や具体的な到達点を定めて取り組むことが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	ⓑ	c
<コメント> 事業計画と事業報告との連続性（関連性）が確認できない。記述の方法に差異はあるものの、クラスごとに保育の評価を行い、次年度につなげる課題を抽出しているクラスもある。しかし、事業計画がクラスごとに策定されていないことから、抽出した課題のその後の顛末が不明である。事業計画で目標を設定し、事業報告で達成の可否や達成の度合いを評価し、課題を次年度の事業計画に反映されたい。				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	Ⓐ	b	c
<コメント> 直近の保護者会の総会はコロナ禍によって書面総会となってしまったが、通常年間2回の保護者会の総会が開催されており、その場で園長から事業計画の主要な部分が説明されている。分かりやすい説明資料を配付し、特に保護者の興味の高い行事計画については念入りに説明している。事業計画の周知に関し、保護者アンケートでは高い数値を示した。				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ	c
<コメント> 保育の質の向上を客観的な見地から把握しようと、今回の第三者評価の受審となった。今後も定期的な受審を計画している。以前から定期的に保護者アンケートを実施しており、これも保育の質の向上に向けた取組の一環である。アンケートを集計して保護者に結果をフィードバックし、可能なものから改善の手を打っている。しかし、職員の自己評価は集計と課題の抽出で止まっている。				
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ	c
<コメント> 保護者アンケート、職員の自己評価ともに、集計・課題の抽出まで行われている。保護者アンケートの課題は、改善計画の作成はないが、急を要するものや簡易なものは可能な限り対応されている。職員の自己評価は適切な分析がなく、改善計画の作成に至っていない。改善計画の作成にあたっては、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を定めて取り組むことが望ましい。				

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園長は事業計画や園だより等の中（冒頭）で、自らの所信を「神の言葉」を借りて分かりやすく伝えている。園長の役割・責任は、「箱舟保育園の組織について」の中に明確に示されている。園長交替を前提に、自らの業務分掌を「園長の業務一覧」にまとめ上げた。園の将来を見据えた強い信念と責任感が見てとれる。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>行政（市・区）からの通知・通達や連絡文書、あるいは「経営協」からの情報等、様々な媒体を通じて園長自身は園の運営に必要な諸法令を熟知している。法改正等があれば、研修や勉強会にも参加している。しかし、3名の主任や職員へのコンプライアンスに関する教育・研修は十分とは言いがたい。計画的に研修を実施し、基本方針にもある「コンプライアンス重視」の意識醸成が望まれる。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上の度合いを測るための指標の一つに「利用者の満足度」があるが、園長は「キリスト教保育」の「ヒト（子ども一人ひとり）を大切に保育する」方針の下、子どもや保護者の意見や要望を受け入れ、満足度の向上を目指した保育を実践している。折しもコロナ禍、通園自粛中であっても保護者の都合に配慮して登園を認めたり、遠足をクラス分散にて実施するなどの措置を講じている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園長と3名の主任（事務主任、幼児主任、乳児主任）で構成されるリーダー会が機能しており、ここで検討・決定された方針や施策等が職員に伝えられている。手書きの書類作成がパソコンに移行され、過去のデータが有効に活用できるようになった。職員の入れ替わりが少なく、平均勤続年数は18年を超える。職員間のコミュニケーションを良好に保ち、働きやすい職場づくりに邁進している。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>ベテランの職員が多く、さほど入れ替わりも無いことから、職員確保や育成面での具体的な計画は作成されていない。職員育成の計画作成を要す。気心が知れた職員集団ゆえ、一旦退職したり休職（産休・育休等）したりしていた職員が、園の声掛けによって戻って来るケースが少なくない。職員の欠員補充に四苦八苦する保育所が多い中、その苦勞と無縁の非常に稀な園である。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>総合的な人事管理の主要な要素である「キャリアパス」、「人事考課制度」、「目標管理制度」は、いずれも運用されていない。「キリスト教保育」の実践上、競争原理や成果主義に根差したそれらの制度運用は相容れないものでもある。職員育成のための人事考課や目標管理、職員のあるべき姿や職員が自ら将来の姿を描くことができるようなキャリアパス等、限定的な運用を検討されたい。</p>			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<コメント> 職員の平均勤続年数が18年を超え、職員雇用が安定した働きやすい職場が実現している。園長の有給休暇の消化こそ年間7日間(計画取得)であるが、他の職員の有給休暇の消化は進んでいる。子育て中の職員に対しては、勤務時間を調整する等のワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みもある。職員の意見や要望、悩みごと、リーダー会で話し合っ解決に導く仕組みがある。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<コメント> 「キリスト教保育」の実践者として、園長が思い描く「期待する職員像」は明確であるが、それを明文化したものはない。勤続年数の長い職員が多いことから保育の一定水準は職員個々に確保されており、さらなる資質の向上に目が向けられていない。自己評価の延長線としての人事考課や、個別面談を伴った目標管理等、職員のさらなる資質向上の制度構築が期待される。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<コメント> 「2020年度箱舟保育園事業計画(修正版)」の中に研修計画の方針を示し、具体的に4種類の研修項目を明示している。職員には年間2回の外部研修への参加を目標としており、他の保育士との出勤調整等の特別な事情がない限り実行されている。履修後には「研修報告書」が提出されているが、園長のみ閲覧となっている。主任が内容を確認すること、研修効果を評価すること等が課題である。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ① ・ c
<コメント> 毎月1回、職員会議の中で牧師による聖書の学びを行っている。外部研修には年間2回の参加が目標であり、「保育に関する理論」と「現場の保育に役立つ知識・技術」とを、それぞれ受講することをルール化している。新任職員が入職した時には、OJTにより先輩職員が指導することとなっている。事例が少ないとはいえ、OJTに関するカリキュラムや指導の手順等の明文化が望まれる。		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<コメント> 昨年度は、年間3名の保育実習生を受け入れた。受入れのためのマニュアルとして「実習生の受入れについて」があり、その中にプログラムも入っている。実際の指導はベテランの職員が担当するため、敢えて指導する職員に対する研修は行っていない。実習を振り返る「評価会」が実施されているが、実習生個々の評価に留まり、「実習生の受入れ」全体を通じた評価は行われていない。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<コメント> ホームページやパンフレットで様々な情報を開示し、事業運営は透明性を確保している。第三者評価は今回初受審であるが、今後も継続して定期的に受審する計画である。受け付けて対応した苦情やクレームに関しては、公表することが妥当なものを園の掲示板に掲示している。		

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 外部の専門家による外部監査の実施はないが、法人監事による内部監査や行政の監査において、大きな指摘事項はない。事務、経理、契約、取引等はルールに沿った処理を行っており、園長の下に3名の主任と事務員を配し、内部牽制の機能も発揮されている。1法人1事業所の小さな組織であることから、職務分掌や権限、責任等を明確にしたものがない。それらの文書化が求められる。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<コメント> 基本方針や事業計画の中で地域貢献を含む地域との交流の方針を示し、地域の子育て支援活動を積極的に推進している。お世話になっている地域の方に参加を呼び掛ける秋の感謝祭をはじめ様々な活動が、新型コロナウイルスによる感染防止のために規模縮小や開催中止を余儀なくされている。コロナ禍の下でどのような活動ができるのか、園長、主任をはじめ職員の力量が問われることとなる。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 学校教育への協力として中学生の職場体験学習や小学生の「わが町探検」の受入れはあるが、園の方針として一般のボランティアの受入れは行っていない。子どもは、様々な年齢の人と関わって社会性を養い、ボランティアと関わることによって豊かな人間性を育てて行く。ボランティア受入れの功罪を再考し、有益なボランティアの受入れが実施されることを期待したい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c
<コメント> 「なごやっこ子育て応援ブック」を社会資源リストとして活用している。「南区医療マップ」があり、必要な医療機関が網羅されている。さらに、頻繁に連絡が必要な関係先・取引先は、リストが電話機に添えられている。心理的な虐待を疑われる子どもが通園しており、児童相談センターとも連携を密にしている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 地域の民生児童委員を理事に迎え、3学区の民生児童委員とも連携して地域の福祉ニーズの把握に努めている。区の園長会では園長が情報を収集している。しかし、経営課題でもある「園児の安定確保」には至っておらず、定員との乖離は埋まっていない。把握した地域ニーズを「園児の安定確保」につなげるための工夫が望まれる。地域に対しての、「園の強み」のPRに期待したい。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の中にも「教会と連携しながら地域に貢献する」と、公益的な活動の推進を謳っている。子育て支援活動として既に実績のある「るんるんクラブ」、「ベビーマッサージ教室」、「おいでおいで赤ちゃん」や、新たな試みである「親子体操」、「リトミック教室」は、教会の集会室が会場となる。教会を介して、地域の高齢者と交流を図る取組みも検討されている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<コメント> 子どもを尊重する保育姿勢は、園の理念、方針としてホームページや入園案内、見学者対応資料、南区保育園施設紹介等に明示されている。特に「キリスト教保育」については、牧師から「学びの会」で職員が月1回学習して共通理解をしている。今回の第三者評価受審に伴い、改善に向けて「子どもを尊重する保育」の実践が分かるよう文書化することに取り組み始めている。出来上りを期待したい。				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<コメント> 新型コロナウイルス感染症の影響と異常な暑さで、子どもへの保育は制限や例年にない予防対策に追われる中、適切な環境に基づいて水遊びやどろんこ遊びを提供している。保護者からは季節の遊びが出来たと感謝の言葉も届く。街中であって道路に面していることから、園庭の周囲を寒冷紗で覆って水遊びを行い、身体測定等は服を着てプライバシーを守っている。規程・マニュアルが一部未整備である。				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	b	c
<コメント> 保育所選択に必要な情報はホームページにあり、リーフレットや保育園紹介の冊子が区役所に設置されている。見学者には入園者と同様の資料を配付し、理念、方針、年間の行事予定や園だより、献立等、知りたい内容がまとめられており、見直しは毎年行われる。リーフレットはカラー刷りで、方針や目標がより理解出来るよう元気な子どもの姿や行事の様子が記載され、園の雰囲気を感じさせる工夫がある。				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<コメント> 保護者に説明する内容は、「重要事項説明書」や「入園のしおり」等に記載されている。保護者からの同意書も適切に管理されている。特に配慮を要する保護者に対する説明にはルールはないが、保育経験年数が平均18年以上からなる職員集団であり、ルールがなくても適正に説明されている。それに慢心せず、配慮が必要な保護者に対する説明ルールの文書化を期待したい。				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<コメント> 保育所変更にあたっての保育の継続性に関する引き継ぎ書はないが、転園先から求められれば作成して送信している。また、問い合わせがあれば口頭で答えて必要に応じて園長が情報等提供している。しかし、その対応の記録は残されていない。転園・保育終了後の相談窓口は園長であり、口頭で対応するに留まっている。実際には機能しているが、内容を記載した文書を手渡す事が望まれる。				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ	b	c
<コメント> 利用者満足を把握する機会は、参観や懇談会等が計画されていたが、コロナ禍によって中止や延期を余儀なくされている。今回の第三者評価受審時の保護者アンケートを役立てたいと考えている。昨年までは行事ごとにアンケートを行い、把握した結果を保護者に報告している。おやつに昆布やスルメの要望があったが、栄養士と検討して安全面・栄養面を考慮して取り入れない園の意向も伝えている。				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	Ⓐ	b	c
<コメント> 苦情解決制度が整備され、保護者には入園式で「重要事項説明書」や「入園のしおり」等で説明し、掲示もしている。苦情相談窓口は園長・主任であるが、福祉サービス相談受付センターや県・社会福祉協議会運営適正化委員会等も案内している。これまでの苦情は園で解決できる内容であり、職員会議等で検討・対応して保護者にフィードバックしている。苦情解決記録はファイル化し保存してある。				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 保護者が意見を述べやすい環境として連絡ノート・個人懇談・メール等があるが、分かりやすく説明した文書は作成されておらず、説明文書の作成が待たれる。日常のコミュニケーションを大切にして、保護者への声掛けにも配慮している。特別な相談室はないが、人目に触れない場所を用意し、プライバシーにも配慮しており、安心して相談できる環境である。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 保護者からの意見や要望を受けた際の記録や報告の手順はないが、普段のコミュニケーションの中で経験豊富な職員が傾聴して対応している。それらの意見に対して迅速に対応し、保育の質の向上は認められるが、経験豊富な職員の記憶に残るのみで記録には残されていない。相談等に対応するマニュアルを作成し、さらにマニュアルの見直しを実施し、必要な記録を残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 園長を責任者としてリスクマネジメント委員会が設置されているが、規約が明文化されていない。安全確保についての責任や手順等は周知されているものの、事故発生時の対応マニュアルはない。事故を未然に防ぐためのヒヤリハット報告は収集数が少なく、様式も未整備のため記録に不備が生じている。他園の事例も役立てて安全対策に役立てられたい。不足のマニュアルを整備し、職員周知が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 感染症の予防・発生時の対応マニュアルに、新たに「新型コロナウイルス」が追加され整備されていることは評価したい。保護者への追加情報の提供は「キズナネット」で配信している。マニュアルの見直しや勉強会は行われておらず、安全確保の面においても勉強会等を実施することが望まれる。感染症発生時の対応として、保護者には掲示板や登降園時に口頭でも伝えられている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 「災害時対応マニュアル」があり、子ども・保護者・職員の安否確認は「キズナネット」で一斉配信する。保育を継続するための対策は講じられているが、訓練はされていない。避難訓練の計画、報告書もある。防災計画は整備されているが、地域と連携して行う訓練は今後の課題である。食料や備蓄リストも作成され、点検は年1回実施されている。食料の備蓄は3日分の用意がある。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は文書化されていない。経験豊富な職員が多く、現時点では文書化されていなくても保育は運営できている。しかしいつ新任保育士が仲間になるとも限らないので、早期に文書化することが望まれる。職員への周知方法や画一的な保育になっていないかを確認する方法についても検討し、文書化された冊子は職員がいつでも参照できるような仕組みづくりが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は文書化されていないので文書の見直しは出来ないが、指導計画の見直しは職員会議で話し合いが行われている。保育の質の向上に向けて、職員や保護者からの意見や提案を保育に反映させるためには見直しが必要であり、その見直しの記録を残されたい。また、保育の質の向上が継続的に行われるよう、PDCAサイクルを活用して落ちのない見直しを実施されたい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園決定者にアセスメント用紙を渡し、保護者面接時に園長と主任が聞き取り、記入漏れや情報を確認している。アセスメントから指導計画の策定、実施状況の評価・見直しに至る流れが確立していない。3歳未満児や障害児・気になる子の個別指導計画は作成されているが、3歳以上児についても個別の指導計画作成の検討が望まれる。個別・クラス計画双方の関連性は、統合保育の実施に活かされている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>年間計画は学期ごと、指導計画は4期で作成され、期の最後の月に月案は月末、週案は週末と定められた手順で評価・反省をして会議にて見直し、保育に反映させている。会議記録として残して評価した結果を次の計画に活かしているが、標準的实施方法が未整備のために、反映すべき事項や保護者ニーズに対する支援等が明確になっておらず、改善を要す。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>経験豊富な職員集団であるが、記録の内容や書き方に差異が生じないように、基準を作って記入漏れがないよう配慮している。誤字脱字はチェックするが、指導はほとんど無い。情報共有は職員会議で行い、確認したらサインすることがルール化されている。個別の指導計画は3歳未満児と障害児等は作成されているが、3歳以上児についても個別指導計画が作成されることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>記録の保管・保存等を定めた「個人情報保護規程」は整備されているが、開示に関する規程は未整備である。過去に開示請求があつて資料作成した記憶はあるが、記録は残っていない。個人情報の取扱いについて、保護者には入園説明会で周知しているが、職員には入職時の説明のみである。マニュアル再確認のためにも職員研修が望まれる。書類の名前はイニシャルで表記し、データの持ち出しは禁止である。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は園長が作成している。園として特色を出したところは、「キリスト教の保育」である。計画は定期的に評価を行っており、次の編成にも活かしているが、見直しの記録や保育の質の向上に役立てた記録がない。見直しの記録を残すことや、「保育の全体的な計画」の作成に、より多くの職員の参画が望まれる。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>暑さ対策としてエアコンや扇風機、水分補給を行い、コロナ感染症対策として換気扇を購入して環境整備をしている。室内の温・湿度の管理も適切である。くつろいだり、落ち着ける場所の確保は難しいが、遊びコーナーを作って落ち着いて遊べるよう工夫している。トイレは入り口が狭く暗いが、環境を活かして子ども一人ひとりを順番に見守りながら支援している。トイレの照明に検討を要す。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに対する姿勢として、個別にゆったりと寄り添って信頼関係を築こうと努めている。訪問調査を終えての帰り際に、年長児の男児から「今日はありがとうございました。さようなら」と声を掛けられた。自分の気持ちを素直に表現できるよう日々保育され、他者に対応する力が育っていることが確認できた。子ども一人ひとりとの信頼関係を大切に育てている証でもある。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身に付けていくためには、家庭との情報交換は年齢が低いほど必要不可欠である。連絡帳や送迎時のコミュニケーション等を情報交換のツールとして利用している。子どもの自発的な気持ちを大事にし、急がせることなく援助をしている。コロナ禍の現状、密集を避けるべくトイレの入り口が狭いことが幸いして個別の指導、対応、確認ができ、基本的な生活習慣の習得に役立っている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>例年、様々な行事や活動を通して異年齢で関われる環境が提供できていたが、今年はコロナ禍の影響で取捨選択して対応している。夏の水遊びやどろんこ遊びは、密集を避け消毒等を念入りに行き、保護者からは遊びができて有り難いとの感謝の言葉があった。地域のお招き会、社会体験の消防署見学等は検討中である。様々な表現活動ができる環境づくりは、今後の課題として残る。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>家庭との連携は主に送迎時のコミュニケーションや連絡帳(複写)である。連絡帳で育児相談があるが、複写のためやり取りはコピーして児童記録に挟んでいる。しかし、育児相談としての記録は残されておらず、基準を決めて残すことが望ましい。また、0歳児が安定して過ごすことができるよう、今後も家庭との連携を図り、子ども一人ひとりの表情を大切にしたい保育を継続されたい。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>保育中に園で起きた噛みつきや引っかき等の被害者、加害者両方の保護者に説明と謝罪をしている。保育を担当していた職員の名前は伝えない方針である。クラス便りで、「子どもの発達上現れる現象であって必ず治まる」ことなどを説明し、保護者理解を得る取組みをしている。口唇時期の玩具等の消毒は1日1回午睡時を利用して行き、電解水消毒を行うことによって清潔を保持している。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 例年、収穫感謝祭には園に出入りしている牛乳屋さん、八百屋さん、米屋さん等を招いて子どもたちが作ったプレゼントを渡している。今年も、中止ではなく開催を検討している。子どもたちが取り組んで来た運動会等の共同的な活動を、「保育の全体的計画」にもある小学校との連携・接続と関連させ、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10」とリンクさせて小学校に伝える工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害名の付いている子ども6名と気になる子、支援を必要としている子について個別指導計画を作成し、クラス指導計画と関連付けて個別に配慮している。子ども同士の関わりに配慮しており、統合保育によって共に成長できる環境である。医療機関や専門機関と連携し、助言を受けて職員は障害に関する知識や理解を深めている。情報や知識の職員共有は研修報告を活用している。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 一日の生活の連続性に配慮した子ども主体の計画はないが、年間・月の指導計画で行って毎日出席人数を記入している。例年、人数が少なくなると異年齢保育を行っているが、今年はコロナ禍の影響からできるだけ密集を避ける保育を工夫している。職員の引継ぎはクラスの伝言板を活用し、保護者へは極力担任から伝えることで安心感を得ている。長時間保育の環境として、ごろりと横になれる配慮もある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 昨年までは、小学校との交流として運動会を見に行く計画があり、子どもが小学校生活に期待を持ったり憧れたりする機会でもあるが、コロナ禍の現状では様子見である。幼保小懇談会は開催されているが、園の職員と小学校教員との合同研修までには発展していない。小学校にスムーズに接続するためにも「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10」は小学校と共有する必要がある。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」が整備され、年間保健計画も作成されている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）に関する知識を有し、0～2歳までは午睡時に10分おきにチェックしている。保護者には入園のしおりで必要な知識と情報提供をしているが、子どもの健康に関する方針や取組みの周知は不十分である。体調悪化や怪我の対応は時系列で記録し、保護者に迅速に連絡している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断の記録は漏れなく記録され、結果は個別に結果用紙を配付している。毎月の身体測定の結果は、連絡帳で保護者に伝えている。健診結果を家庭で有効に活用・反映させるために、「保健便り」の発信や「健康教育」の取組みも検討されたい。歯科健診の後、区の公立保育園の保健師が来園し、結果を基に歯磨き指導等をしている。公私立の垣根を超えた友好関係が感じられる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> アレルギーや慢性疾患に対応するマニュアルはない。糖尿病の子どもに主治医の指導を受けて対応した事例があるが、記録は残していない。食物アレルギー児対応の緊急対応マニュアルは整備されている。除去なしで全園児が同じ献立で食べられるメニューが4月には4日あった。アレルギー児は常に他児との相違を感じているが、この4日は同じ食事ができる喜びの日でもあった。この取組みを評価したい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 食育に力を入れ、栄養士が中心となって「食育計画表」を作成している。プランターを使った菜園で子どもたちが野菜を育てており、収穫した野菜は給食やおやつ材料となることもある。定期的に栄養士が保育ルームに入り、食事を摂る子どもの様子を観察している。人気のメニューはレシピを作成して配布し、家庭での親子クッキングの支援となっている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 「安全、美味しさ、彩り、食べやすさ」、栄養士が常に心がけている調理訓である。より多くの子どもの嗜好に応えるために残食をチェックしており、当日の給食の写真を掲示板に掲示して保護者に情報を提供している。年長児の楽しみとして、「リクエストメニュー」の取組みもある。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> すべての子どもが連絡帳を持っており、0～2歳の乳児は毎日家庭と情報を交換し、3～5歳の幼児は必要に応じて連絡帳に記載している。保護者からの要望があれば、いつでも臨時の懇談を行う仕組みがあり、保護者が伝達事項を記載する「伝言版」も用意されている。園と家庭との連携に関しては、保護者アンケートの関連する項目で高い数値を示した。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<コメント> 4年間(0～4歳)の職員の懸命な努力にも拘らず、保護者との意思の疎通がままならず、やむなく退園という結果を招いた事例が報告されている。「歴代の担任は、本当によくやってくれた」との園長の言があるが、この事例を真摯に受け止め、再度の発生がないような仕組みづくりを期待したい。「信頼関係は、作るに難しく、壊すに易い」ことも心得ておく必要がある。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 児童虐待等の権利侵害に対応するためのマニュアルを整備している。マニュアルに沿い、現在家庭的な事情によって心理的虐待の対象となっている子どもについて、児童相談センターと連携して対処している。職員は、子どもの身体の状態や様子、着衣、言動等に注意を払うに留まらず、保護者の様子や言動にも気を配って虐待の早期発見に努めている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 職員は自らの保育実践を振り返り、自己評価を行っている。職員個々の自己評価を主任保育士が集計し、課題の抽出を行っている。しかし、園としての課題を抽出するに留まっており、さらに分析を進めて改善策を講ずるには至っていない。職員による自己評価は、分析の結果を様々な分野の改善活動に活用できる。職員個々の資質向上や、園全体の保育の質の向上に役立てられたい。		